



配食サービスのご利用について

住み慣れた地域で、健康に安心して生活できますように…
栄養バランスのとれたお弁当（夕食分）を配達し、安否を確認します

●対象者● 見守りや栄養改善が必要な65歳以上の高齢者のみの世帯に属する方

- ・男鹿市に住民登録し、現に居住していること
- ・65歳未満の方（65歳未満の同居者がいる方）でも、介護認定や生活状況等によっては利用可能な場合があります

●回数と配達曜日● 1週間に2回まで利用できます

- ・船川、北浦、戸賀、男鹿中…火・木
- ・船越、五里合、脇本…水・金
- ・若美地区…火・木

●利用者負担金● 1食 500円

●配達時間● おおよそ午後3時から5時の間

●配達事業者●



「省吾」 ☎ 0185-24-2610

〒010-0511 男鹿市船川港船川字片田 71-26 FAX: 0185-24-3476

●ご不在のとき●

- ・お弁当を休みたいときは、地域包括支援センターか配達事業者へ事前にご連絡ください。
- ・連絡なくご不在であった場合、お弁当を受け取らなくても、お弁当の代金をお支払いいただくことになりますので、ご了承ください。

●ご利用の手続き●

- ・「配食サービス利用申請書」を下記へ提出してください。市において審査のうえ、可否の決定を通知します。
- ・「配食サービス利用申請書」は下記または若美支所・各出張所窓口にあります。市ホームページからもダウンロードできます。

●お問い合わせ● 地域包括支援センター ☎ 0185-24-3322

〒010-0595 男鹿市船川港船川字泉台 66-1 男鹿市役所 介護サービス課内
FAX: 0185-24-3350